

第1回 第14採択地区 教科用図書採択協議会議事録

平成30年4月19日（木）

第14採択地区教科用図書採択協議会事務局

第1回 第14採択地区教科用図書採択協議会 議事録

開 会：平成30年4月19日（木）午後3時14分

閉 会：平成30年4月19日（木）午後3時43分

会議場：秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室

傍聴人：2名

出席委員

秩父市教育委員会教育長	倉澤 俊夫（会長）
秩父市教育委員会委員	久保 禮子
秩父市教育委員会委員	浅見 知子
横瀬町教育委員会教育長	久保忠太郎
横瀬町教育委員会委員	浦島 則之
小鹿野町教育委員会教育長	笠原 浩
小鹿野町教育委員会委員長	齊藤 榮一
小鹿野町教育委員会委員	小池 恭一
皆野町教育委員会教育長	豊田 尚正
皆野町教育委員会委員	小笹 昭二
皆野町教育委員会委員	野口 桂子
長瀨町教育委員会教育長	野口 清
長瀨町教育委員会委員	浅見マユミ
長瀨町教育委員会委員	西山 忠文

出席事務局職員

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監	千島 裕夫
秩父市教育委員会指導主事	橋本 泰伸
横瀬町教育委員会指導主事	岡村 淳史
小鹿野町教育委員会指導主事	山口 貴久
皆野町教育委員会指導主事	新井 洋介
長瀨町教育委員会指導主事	塩川 和之

1 開 会

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

第1回第14採択地区教科用図書採択協議会を開会する。

2 委員の紹介

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

※ 上記委員を紹介する。

3 会長選出

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

本会委員の中から、本協議会の会長を選出する。立候補する方はいるか。
(立候補なし) 立候補がなしということで、事務局に一任でよいか。「はい」という声あり)

事務局案として、秩父市教育委員会教育長 倉澤俊夫 氏を本会の会長として提案する。いかがか。「異議なし」「お願いします」との声あり)

異議なしとのことで、倉澤俊夫 氏を本会の会長に決定する。

4 会長あいさつ

第14採択地区教科用図書採択協議会会長

(自己紹介の後) 昨年度の小学校道徳科に続き、本年度は、小学校の現行学習指導要領による各教科の教科書採択と中学校道徳科の教科書採択が行われる。来年、平成31年度は、小学校の次期学習指導要領での道徳科を含めた各教科の採択、中学校では現行学習指導要領による各教科の教科書採択、平成32年度は、中学校の次期学習指導要領での道徳を含めた各教科の採択がある。このように、平成32年度までの4年間は教科書採択がずっと続く形となる。

周知の通り、市町村立の小・中学校で使用される教科用図書の採択権限は、各市町村教育委員会にあるが、平成26年4月に改正された無償措置法により、採択に当たっては都道府県の教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定し、採択地区が2つ以上の市町村の区域を併せた地域(秩父は第14採択地区)内で同一の教科書を採択しなければならないことが法律で明記された。

また今回の採択対象の一つである、中学校道徳科は、平成31年度から新規に実施される新しい教科書であって、昨年度の小学校道徳科同様、社会的な関心も高いということで、遺漏なく慎重審議を行っていきたいと思っている。

なお、教科用図書の採択に当たっては、文部科学省通知にあるように、公正確保の徹底を図らなければならない。およそ3ヶ月の日程で、教科書採択が進んでいくが、各委員の理解と協力を是非よろしく願いたい。

5 議 事 ※議長は、規約第10条の2に基づき会長が務める

(1) 第14採択地区教科用図書採択協議会規約について

議 長：「第14採択地区教科用図書採択協議会規約」について、説明をお願いします。

事務局：(資料2の「第14採択地区教科用図書採択協議会規約」について、主な変更点【①規約第5条 委員の構成 ②規約第14条第3項 調査委員会】を説明する。)

議 長：規約第18条に基づき、規約の変更について意見はあるか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、本規約及び、昨年度策定された傍聴人規程について、原案通りとする。なお、「傍聴人規程」第6条にあるとおり、公正性を保つために、傍聴人は、退席していただくことがある。傍聴人には、

ご理解ご協力をお願いする。

(2) 会長の職務代理について

議長：規約第7条に基づき「会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する」とある。事務の円滑実施のため、横瀬町教育委員会の久保忠太郎教育長を職務代理として指名するが、意見はあるか。（「異議なし」という声あり）
意見がないようなので、久保忠太郎教育長を会長の職務代理とする。

(3) 調査員の依頼について

議長：「調査員の依頼について」であるが、調査員については非公開と考えているので、傍聴人は退席を願う。
(傍聴人退席後)事務局より、教科用図書選定委員会の調査員について、提案をお願いする。

事務局：(資料6「調査員(案)」を提案・説明する。)

議長：意見や質問はあるか。
(「異議なし」という声あり)
意見がないようなので、提案どおり依頼する。

(4) 予算及び負担金について

議長：(傍聴人着席後)「予算及び負担金について」、提案をお願いする。

事務局：(資料4「予算(案)」を昨年度の実績に基づき提案・説明する。)

議長：意見や質問はあるか。
(「異議なし」という声あり)
意見・質問がないようなので、提案どおりお願いする。

(5) 教科用図書の採択等の日程について

議長：「教科用図書の採択等の日程について」、提案をお願いする。

事務局：(資料5「教科用図書の採択等の日程」について説明する。)

議長：意見や質問はあるか。
(「異議なし」という声あり)
質問・異議もないようなので、提案どおり進めさせていただく。

(6) その他

議長：事務局より連絡等があれば、お願いする。

事務局：(県通知「ガイドライン」「リーフレット」について紹介する。)

本協議会の庶務については、規約第8条に「会長が所属する教育委員会において処理する」とある。秩父市教育委員会で庶務を行い、各町の事務担当者にも、道徳科を除く小学校各教科の調査員として対応していただく。

第1回調査員会及び負担金の納入の依頼文書は、各町の事務担当者を通じて後日お願いをする。また7月18日の第2回採択協議会の開催通知も後日送付する。資料6については、取扱注意でお願いする。

議 長：その他、委員から何かあればお願いします。
特になければ、以上で議事を終了する。

6 閉 会

秩父市教育委員会事務局次長兼学校指導監

第1回第14採択地区教科用図書採択協議会を閉会する。